

令和7年度 看護関係予算案の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 512百万円(512百万円)
「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援する。また、特定行為研修の指定研修機関の拡充を図るため、特定行為研修修了者や指定研修機関に関する情報収集とその提供、指定研修機関同士の連携体制の構築に必要な経費を支援する。
- ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 66百万円(66百万円)
指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費を支援するとともに、特定行為研修修了者を対象とした特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。
また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活動をより一層推進するため、特定行為研修修了者の活動の実態やそれによる効果、指定研修機関における研修の実態に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金38億円の内数
看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 特定行為研修の組織定着化支援事業 177百万円(177百万円)
看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する指定研修機関である医療機関等に対し、就業する看護師に特定行為研修共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。
また、本事業の周知や取組の支援を目的としてシンポジウム・ワークショップの開催等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

- ① ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 15百万円(15百万円)
在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行

う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 8百万円（8百万円）
看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円（11百万円）
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和6年度補正予算〉

- ① 特定行為研修の組織定着化支援事業 98百万円
看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する指定研修機関である医療機関等に対し、就業する看護師に特定行為研修共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 地域における特定行為実施体制推進事業 39百万円
地域支援型の指定研修機関が、地域版特定行為研修推進委員会を設置し、訪問看護ステーション等向けの長期型の研修プランの作成や実習場所の調整、訪問看護師等が特定行為研修受講中における代替要員の調整等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。
また、介護保険施設等の関係団体が、介護保険施設等に対する特定行為研修制度の周知及び介護保険施設等が特定行為研修の協力施設等となるための支援を行う特定行為研修実施体制推進委員会の設置等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 地域標準手順書普及等事業 17百万円
都道府県医師会等が、地域標準手順書普及等推進委員会を設置し、標準的な手順書例を地域の実情にに応じて調整し、その周知・広報等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 12百万円
医学系学会等による「特定行為研修修了者の活用ガイド」の作成に向けた修了者の活動実態の調査・分析やワーキンググループの開催、「特定行為研修修了者の活用ガイド」の普及・周知のためのシンポジウムの開催等に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業 279百万円
看護師等養成所や医療機関・訪問看護ステーションにおける更なるICT機器の円滑な導入等の支援やその効果検証等を実施することで、看護師等の養成や看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションを促進する。

2. 看護職員の確保対策等

- ① 中央ナースセンター事業 **拡充** 259百万円（235百万円）
看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。また、今後増大する看護ニーズに対応していくため、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者として就業を希望する者に対する研修等を実施する。
- ② 災害・感染症に係る看護職員確保事業 56百万円（56百万円）
災害や新興感染症の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、他の医療機関等への派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成・リスト化を進めるとともに、全国レベルで派遣調整できる体制を整備する。
- ③ 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）
医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、公共職業安定所と連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。
- ⑥ 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和6年度補正予算〉

① 中央ナースセンター事業（人材活用システムの周知・広報及びナースセンターの機能強化等経費部分） 31百万円

都道府県ナースセンターに対する「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」の周知・広報活動に関する研修等の実施、へき地等における潜在看護職等の活用及び看護職の就業支援の更なる充実を図るための都道府県ナースセンター等へのICT機器の整備を行う。

② 地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業 48百万円

次回の看護基礎教育カリキュラム改正の検討に必要な情報の収集と、令和4年度からのカリキュラムの効果を検証するための調査を行うとともに、地域で療養する者のケアに必要なカリキュラムを強化し、地域医療を支える人材育成に資するカリキュラムとするための検証・分析及び各養成所へのフィードバックを行う。

③ 中堅期看護職員等の就業継続支援事業 28百万円

新人教育に携わる中堅期看護職員等の就業継続を支援するため、中堅期看護職員等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に教育に携わる看護職員同士がコミュニケーションをとれる場や、研修（後輩育成・指導研修、ハラスメント研修等）を受けられる場、専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要経費に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

167百万円(167百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

63百万円(63百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

61,299百万円（73,299百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための更なる支援を行う。

(参考) 【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③ 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業(例)

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
 - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ③ 医療従事者の確保に関する事業
 - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
 - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
 - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
 - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
 - 看護師宿舍の整備に対する支援
 - 看護職員の就労環境改善(多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など)に対する支援
 - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備(病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設)に対する支援
 - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
 - 医療勤務環境改善支援センターの運営